



パートナーシップ21くまもと

家保通信

平成17年度 第5号
熊本県天草家畜保健衛生所

TEL 0969-22-3668

FAX 0969-24-4393

<http://www.pref.kumamoto.jp/construction/section/kaho/index.htm>

「鳥インフルエンザ対策について！」

県では、鳥インフルエンザ対策について、全庁的に取り組んでいます。
天草地域においても、万一の発生に備え、市町と連携し、迅速な防疫対応を構築しております。

皆様におかれましても、それぞれ可能な予防や対策をお願いします。

1 鳥インフルエンザ発生国への旅行の自粛など

発生国への渡航は、自粛をお願いします。

やむを得ず、旅行される場合は、養鶏農家、生鳥市場等に訪問しないことです。

家きんからの畜産物は、適正な処理をしないと持ち帰れません。

帰国の際は、空海港で靴底消毒をお願いします。

帰国後の農場立入は、十分な衛生対策の後に限ります。

2 人にインフルエンザワクチンを接種しましょう

鳥と人のインフルエンザの混合感染があった場合、人の新型インフルエンザ発生の確率が高くなります。鳥インフルエンザの万一の発生に備えると共に、人のインフルエンザに感染しないようワクチンを接種しましょう。（備蓄が推奨されているタミフルの消費が少なくなります。）

3 うがい・手洗いを行いましょう。

飼っている鳥が死んでしまった場合

鳥も生き物ですから、様々な原因で死んでしまいます。

鳥インフルエンザにかかった鶏は、次々に死んでいくので、鳥が連続して死んでしまうということがない限り、鳥インフルエンザを心配する必要はありません。

原因が分からないまま、飼っている鳥が連続して死んでしまった場合には、その鳥に素手で触ったり、土に埋めたりせずに、なるべく早く、お近くの獣医師、家畜保健衛生所又は保健所にご相談下さい。

